

(証券コード 3281)

(発信日)2024年5月2日

(電子提供措置の開始日)2024年4月26日

投資主各位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

GLP投資法人

執行役員 三浦嘉之

## 第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月17日（金曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第15条第2項に定める議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日本投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

（みなし賛成）

第15条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、のみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト、「第10回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

#### **本投資法人ウェブサイト**

<https://www.glpjreit.com/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(GLP投資法人)又は証券コード(3281)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

#### **東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

## 記

1. 日 時：2024年5月20日（月曜日）午後1時30分  
（なお、受付開始時刻は、午後1時を予定しています。）
2. 場 所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1  
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM  
（開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようお願い申し上げます。）
3. 投資主総会の目的である事項：  
決 議 事 項
  - 第1号議案：規約一部変更の件
  - 第2号議案：執行役員1名選任の件
  - 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
  - 第4号議案：監督役員3名選任の件
  - 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

---

### （お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎過去において投資主総会終了後に開催しておりました、「運用状況報告会」は、開催いたしませんので、ご了承ください。本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ウェブサイト (<https://www.glpjreit.com/>) にて、決算説明会の動画及び資料等の情報を掲載しているほか、個人の投資家の皆様に向けて、質疑応答のお時間を設けたオンライン決算説明会を決算期毎に開催しております。

◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記のインターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東京証券取引所(東証)ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、同日付で、本投資法人は、投資主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約の定めを設ける規約の変更の決議をしたものとみなされているところ、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を追加するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できるようにするための規定を追加するものです(変更案第9条の2関連)。

## 2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第9条の2</u> 1. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 本投資法人は、<u>電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三浦嘉之は、2024年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2024年6月1日付で、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2024年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年4月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
かわ つじ ゆう ま 川 辻 佑 馬 (1984年3月10日)	2009年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現: BofA証券株式会社)入社 投資銀行部門 アナリスト	0口
	2012年7月 同社 投資銀行部門 アソシエイト	
	2017年4月 グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社(現: GLPキャピタルパートナーズジャパン株式会社)入社 投資運用部 マネージャー	
	2019年1月 同社 投資運用部 シニアマネージャー	
	2020年1月 同社 投資運用部 ヴァイスプレジデント	
	2020年10月 同社 投資開発部 ヴァイスプレジデント	
	2024年1月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 出向	
	2024年3月 同社 代表取締役社長就任(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。
- ・その他に上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。



### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2024年6月1日付で、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する2026年5月31日までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2024年4月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
やぎば しん じ 八木場 真 二 (1988年5月24日)	2012年4月 ニッセイアセットマネジメント株式会社入社 運用企画部	0口
	2015年4月 同社 株式運用部 (不動産及びJ-REITの株式アナリスト)	
	2017年4月 同社 運用戦略部	
	2019年4月 日本GLP株式会社(現:GLPキャピタルパートナーズジャパン株式会社)入社 投資運用部	
	2019年12月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社出向 経営企画部 兼 総務部	
	2021年1月 同社 経営企画部 兼 総務部 副部長	
	2021年10月 同社 執行役員CFO 就任(現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の執行役員CFOを兼任しております。
- ・その他に上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。
- ・上記補欠執行役員候補者については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。



#### 第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員井上寅喜、山口孝太及び内藤亜雅沙の3名は、2024年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2024年6月1日付で、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2024年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有投資口数
1	井上寅喜 (1956年9月6日)	1980年10月 アーサーアンダーセン東京事務所 (現：有限責任 あずさ監査法人) 入所 2008年7月 株式会社ヒューロンコンサルティング グループ マネージングディレクター就任 2008年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長 就任 (現任) 2010年7月 株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長就任 (現任) 2011年6月 パイオニア株式会社 社外監査役就任 2011年9月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2016年3月 花王株式会社 社外監査役就任 2016年6月 株式会社あおぞら銀行 社外監査役 就任 (現任)	0口
2	山口孝太 (1974年7月14日)	2000年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 (2000年から2003年まで、2005年か ら2011年まで) 2008年5月 Columbia University School of Law 卒業 (LL.M.) 2008年9月 Debevoise & Plimpton LLP (New York) 勤務 2011年9月 木村・多久島・山口法律事務所 開設 パートナー就任 (現任) 2011年9月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2013年6月 株式会社平和 社外取締役就任 (現任) 2023年6月 ヒビノ株式会社 社外取締役就任 (現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
3	ない とう あがき 内 藤 亜雅沙 (1976年10月2日)	<p>2001年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所</p> <p>2007年5月 ニューヨーク大学ロースクール卒業 (LL.M.)</p> <p>2009年1月 メリルリンチ日本証券株式会社 (出向)</p> <p>2011年6月 田辺総合法律事務所 入所</p> <p>2013年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社 (パ ートタイム出向)</p> <p>2013年4月 田辺総合法律事務所 パートナー就 任 (現任)</p> <p>2015年6月 ブックオフコーポレーション株式会 社 社外監査役就任</p> <p>2018年10月 ブックオフグループホールディン グス株式会社 社外監査役就任</p> <p>2020年6月 日東紡績株式会社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2021年8月 ブックオフグループホールディン グス株式会社 社外取締役監査等委員 就任 (現任)</p> <p>2022年6月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任)</p> <p>2023年6月 株式会社ispace 社外監査役就任 (現任)</p>	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者井上寅喜は、井上寅喜公認会計士事務所の代表者、株式会社アカウンティングアドバイザーの代表取締役社長及び株式会社あおぞら銀行の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者山口孝太は、木村・多久島・山口法律事務所のパートナー、株式会社平和の社外取締役及びヒビノ株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者内藤亜雅沙は、田辺総合法律事務所のパートナー、日東紡績株式会社の社外取締役、ブックオフグループホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員及び株式会社ispaceの社外監査役を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2024年6月1日付で、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する2026年5月31日までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
か せ ゆたか 加 瀬 豊 (1972年5月17日)	1996年10月 監査法人トーマツ (現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年7月 加瀬公認会計士事務所 所長就任 (現任) 2015年6月 株式会社オーバル 社外取締役就任 2016年3月 株式会社シンシア 社外監査役就任 2016年6月 株式会社オーバル 社外取締役 (監査等委員) 就任 2022年3月 株式会社シンシア 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、加瀬公認会計士事務所の所長及び株式会社シンシアの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。
- ・上記補欠監督役員候補者については、監督役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

## 参考事項

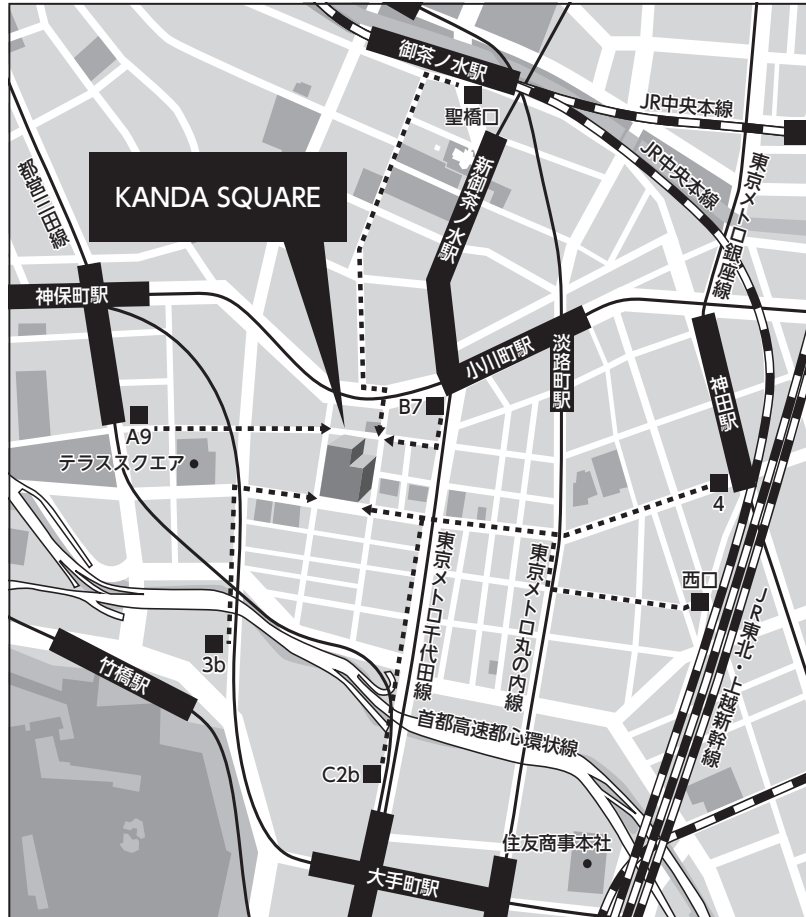
本投資主総会に提出される議案のうち現行規約第15条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも、現行規約第15条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1  
KANDA SQUARE 3 階 SQUARE ROOM  
電話 03-6811-7866



- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 最寄駅：都営新宿線「小川町駅」B7 出口より   | 徒歩 3 分  |
| 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」B7 出口より   | 徒歩 3 分  |
| 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B7 出口より | 徒歩 3 分  |
| 東京メトロ半蔵門線「神保町駅」A9 出口より   | 徒歩 5 分  |
| 東京メトロ東西線「竹橋駅」3b 出口より     | 徒歩 6 分  |
| 東京メトロ千代田線「大手町駅」C2b 出口より  | 徒歩 8 分  |
| JR 中央・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口より    | 徒歩 9 分  |
| JR 各線「神田駅」4 番出口／西口より     | 徒歩 10 分 |

会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願いいたします。